

## ● 今なら、すべてのNPO法人が 仮認定を受けられる

仮認定は本来であれば「設立5年以上を経過した法人」は受けられませんが、2015年3月までは全てのNPO法人に仮認定申請が認められるという今だけのメリットも付与されました。体制が整っていない多くのNPO法人にとっては、まず仮認定制度を利用するのが現実的かもしれません。「仮認定」されれば、寄附控除の対象になるというメリットがあります。そのようなことを市民に向けてアピールしながら「3千円・100人」の寄附集めをして、認定NPO法人へステップアップしていくことが可能になります。「仮認定」の制度の利用を検討されることをお勧めします。

## Ⅲ. 申請書類を作成してみる

### ● 4月から、県と政令指定都市が 窓口になった

PST要件や事業内容や運営実態などの認定要件を満たせる目途がつくときは、認定申請のための書類づくりに着手しましょう。認定機関は、今年の4月から、国税庁から「都道府県または政令指定都市」に移管されました。ある程度の準備ができたなら、窓口に行って相談することが大事になります。今年4月からスタートした「仮認定制度」についても事前に相談してみてください。まず第1に、会計や経理をしっかりすること、役員要件を早目に満たしておくことが必要となります。

### ● まず、担当窓口相談する

認定NPO法人としての認定を申請するためには次のような書類が求められます。詳しいことは担当窓口に行って確かめ、

指導を受けることが大切です。

- ① 申請書
- ② 認定を受けるための要件を満たしていることを説明する書類
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ④ 寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む2事業年度分）必要書類は全種類3部用意します（正本1通、副本2通）。いつ・いくら貰っただけではなく、どこから貰ったのかが重要であり、寄附者の住所を記載しなければなりません。

### ● 活動の発展につながるという 確信を持つて

認定NPO法人になることによって、より寄附を集めやすくなり、団体の財政基盤の強化、活動の一層の発展が期待できます。

NPO法人が寄附集めをする中で、本来の活動を展開するキッカケをつかむことも出来ます。また、寄附をする方が活動に参加する機会にもつながります。そのことに確信を持って、ぜひとも認定に挑戦してください。

## 「認定NPO法人」 に関する

# Q&A

認定を受ける  
ための疑問に  
お答えします

### Q1..

認定の有効期間は、認定日より5年間となつていますが、5年後には、どのような書類を作成して提出しなければなりませんか？

### A1..

5年後には、認定の更新申請をしなければなりません。更新書類提出の際には、基本的には申請時と同じ基準での審査をする事になります。

その際、認定後の5事業年度についてPSTなどの実績が審査されますので、毎年度しっかりした事業報告書類を作成しておく必要があります。

### Q2..

仮認定の有効期間は、認定日より3年間となつていますが、3年後には、どのような書類を作成して提出しなければなりませんか？

### A2..

仮認定の場合、更新はありません。

3年後には、認定をめざすことになり、そのような計画を立てて活動されるよう心がける必要があります。3年後にこだわらず、認定の準備が整ったのなら、1年目だろうが2年目だろうが、認定へのステップアップをしても構いません。将来、認定NPO法人になることを見据えて新たにNPO法人を設立される方々も、最初から認定の要件を頭に入れながらNPO法人を設立して欲しいですね。

### Q3..

申請の際に特に注意すべき要件はありますか？

### A3..

要注意なのは、役員要件です。他の団体の役員を兼任している人が3分の1以上ないことが必要です。

これは、他団体の役員を兼任している人が多数いることをチェックするものです。もしも、該当者が3分の1以上いるようなら、総会で役員の増員をするなどして要件をクリア

しなければなりません。

### Q4..

仮認定は、どんなNPO法人でも申請できますか？

### A4..

2015年3月末までは、設立して1年以上で2事業年度を終えているNPO法人ならばどこでも申請可能です。（設立して5年経過したNPO法人でも可。）

それ以降は、設立して5年までのNPO法人が対象となります。

### Q5..

「寄附3千円×100人」の基準は、認定の後もずっと満たしていないといけないのですか？

### A5..

認定取得後、事業年度ごとにチェックはされません。しかし、5年後の更新の際に、過去5年間の実績を通じて3千円以上の寄附者が年平均100人以上、あるいは寄附の割合が総収入額のうち20%以上あることが求められます。認定の更新のためにも、基準を意識した寄附者・寄附金集めが大切です。

### Q6..

仮認定と認定、最初は「仮認定」をとっておくべきですか？

### A6..

申請できそうなら認定を直接目指すことをオススメします。仮認定は3年で終了です。いずれにしても認定を目指さなければなりません。

仮認定では、相続税の非課税や「みなし寄附金制度」が適用されないというデメリットもあります。過年度分の寄附者名簿の作成が困難な場合、先に仮認定を受け、有効期間内に認定へとステップアップされることをオススメします。

STEP UP!

